



様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

5年6月27日

静岡市長

難波 喬司 殿

提出者

住 所 静岡市葵区末広町93番地

氏 名 静鉄建設株式会社

代表取締役社長 伊住



電話番号 054-272-2135

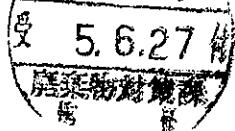
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	静鉄建設株式会社
事業場の所在地	静岡市葵区末広町93番地
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合建設業
② 事業の規模	63億(2022年度完成工事高)
③ 従業員数	86名(2023年4月1日時点)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>自社(作業所) → 収集運搬業者 → 中間処分業者 → 最終処分業者</p> <p>再生品</p>

(日本産業規格 A列A番環境局)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

```

graph TD
    A[環境管理責任者・環境管理担当者] --> B[建築部・土木部責任者]
    B --> C[建築・土木各作業所責任者]
    C --> D[工事協力会社]
  
```

環境管理責任者・環境管理担当者

↓

建築部・土木部責任者

↓

建築・土木各作業所責任者

↓

工事協力会社

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（2022年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	15種類	
	排出量	13,846.63 t	t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・3Rの推進（リデュース・リユース・リサイクル） ・現場発生材の分別化による混合廃棄物の削減 ・梱包材の持ち帰りの実施 			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	15種類	
	排出量	13,500 t	t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・発生材の分別の徹底による混合廃棄物の削減 ・材料搬入時の梱包の簡素化 ・優良認定処理業者の利用の促進 			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 金属くず・木くず・廃プラスチック・廃石膏ボード等、現場スペースに応じてコンテナを設置し、できる限り分別の細分化を実施し混合廃棄物の削減をする。
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記取組の継続を実施する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

	【前年度(年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
①現状	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
②計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度(年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
①現状	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
②計画	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度(年度) 実績】		
産業廃棄物の種類	—	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	t
①現状 (これまでに実施した取組)		
【目標】		
産業廃棄物の種類	—	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	t
②計画 (今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(2022 年度) 実績】		
産業廃棄物の種類	15種類	
全処理委託量	13,846.63 t	t
優良認定処理業者への 処理委託量	1,294.03 t	t
再生利用業者への 処理委託量	13,078.39 t	t
認定熱回収業者への 処理委託量	— t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	t
①現状 (これまでに実施した取組) ・3Rの推進(リデュース・リユース・リサイクル) ・廃棄物の分別化を徹底し、混合廃棄物の発生の抑制に努めた。 ・梱包材の持ち帰りを実施した。 ・再資源化率の高い中間処理業者への委託を行い、最終処分量の 低減に努めた。		

(第5面)

【目標】			
	産業廃棄物の種類	15種類	
	全処理委託量	13,500 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1,500 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	13,000 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	t
②計画	(今後実施する予定の取組)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別化を徹底し、混合廃棄物の削減に努める。 ・再資源化率の高い中間処理業者への委託を行い、最終処分量の低減に努める。 ・優良認定処理業者への利用を促進する。 ・協力会社作業員へ教育、指導により分別の徹底を図る。 		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。